

美術解剖学会編集委員会規程（2026 年 7 月 18 日施行）

1. 美術解剖学会は、『美術解剖学雑誌』（以下学会誌）を発行するために、編集委員会を置く。
2. 編集委員会は、編集委員長および編集委員若干名により構成される。編集委員長および編集委員は、理事会における協議に基づき、会員の中から選出される。編集委員長および編集委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない。
3. 編集委員長は、編集委員会を主催し、学会誌の編集を統轄する。編集委員は、編集委員会での合議に基づき、学会誌の編集を担当する。

美術解剖学雑誌査読規程（2026 年 7 月 18 日施行）

1. 『美術解剖学雑誌』（以下学会誌）への投稿原稿の査読審査に関する事項を定める。
2. 編集委員会は、投稿原稿が投稿規定に基づいているか審査する。
3. 編集委員会は、投稿原稿 1 本に対し、査読者を 2 名割り当てる。
4. 査読方法は、ダブル・ブラインド・ピアレビューとする。
5. 査読者は、論文等査読報告書を作成し、編集委員会へ提出する。査読結果は、「1. 掲載できる」、「2. 条件付き掲載」、「3. 掲載できない」で評価し、採否判定理由等を明示する。
6. 査読結果に基づき改訂された投稿原稿は、査読者 2 名が確認し、十分に修正がなされていない場合は再修正を依頼する。査読者により修正が確認された投稿原稿は編集委員会が学会誌への掲載の可否を決定する。
7. 投稿論文が査読規定をはなはだしく逸脱している場合は、査読を経ずに投稿者へ返却することができる。